医政歯発1105第１号
令和８年11月５日

各都道府県医務主管部（局）長　殿

厚生労働省医政局歯科保健課長
（　公　印　省　略　）

令和８年歯科衛生士及び歯科技工士の業務従事者届の届出について（通知）

歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第６条第３項及び歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第６条第３項に基づき、業務に従事する歯科衛生士及び歯科技工士は、２年ごとに、12月31日現在における厚生労働省令で定める業務従事状況等の事項について、就業地の都道府県知事に届出（以下「業務従事者届」という。）を行わなければならないこととされています。

令和８年における業務従事者届の届出の内容及び実施方法については、下記のとおりといたしますので、内容を御了知の上、歯科衛生士及び歯科技工士の業務従事者届に係る事務を実施いただきますとともに、関係機関、関係団体等に対する周知をお願いいたします。

記

１　業務従事者届様式、業務従事者届記載要領及び留意事項について

令和８年８月14日に公布された医師法施行規則等の一部を改正する省令（令和８年厚生労働省令第128号）により、歯科衛生士法施行規則（平成元年厚生省令第46号）に規定する歯科衛生士の業務従事者届の様式（様式第５号）及び歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号）に規定する歯科技工士の業務従事者届の様式（様式第３号）が改正され、同日から施行されました。令和８年の届出に当たっては、改正後の様式である別添１及び２を御使用いただきますようお願いいたします。

また、これに伴い、歯科衛生士及び歯科技工士の業務従事者届記載要領についても、様式の改正に合わせて、前回届出年（令和６年）の内容に一部追記を行い、別添３及び４のとおり改正いたしました。

２　オンライン届出の実施について

オンライン届出の実施方法等は、以下の（１）～（３）のとおりです。

なお、引き続き、従来と同様の方法により、紙媒体による届出も可能です。

（１）オンライン届出の実施方法（概要）

①　医療機関等の事務担当者が、利用申請フォームより医療従事者届出システムを利用するための医療機関 ID を取得する。

②　事務担当者が、医療従事者届出システムにおいて歯科衛生士及び歯科技工士ごとに利用者 ID を設定し、歯科衛生士及び歯科技工士本人に伝達する。

③　歯科衛生士及び歯科技工士本人が、医療従事者届出システムにおいて、届出内容を入力フォームに入力し、又は、届出内容を記載した届出様式（Excel 様式）をアップロードする。

④　事務担当者が、医療機関等に勤務する歯科衛生士及び歯科技工士の届出データを一括して医療従事者届出システム上で登録する。

⑤　都道府県は、オンライン届出された業務従事者届に係る情報について、医療従事者届出システムを通じて、衛生行政報告例の電子調査票の形式（Excel 様式）で出力することができる。

（２）医療従事者届出システムの運用に係る詳細な情報

医療従事者届出システムへのアクセス方法、医療従事者届出システムの操作マニュアル、医療従事者届出システムに係る Q&A などについては、以下の厚生労働省の専用ホームページにおいて随時掲載していきますので、適宜ご参照ください。

あわせて、医療従事者届出システムの運用に係る重要な情報については、別途、事務連絡でもお知らせさせていただきますので、事務連絡の内容についても、ご参照いただきますよう、お願いいたします。

〔厚生労働省の専用ホームページの URL〕

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/iryojujisha-todokede-sys.html

（３）医療機関等へのオンライン届出の周知

業務従事者届のオンライン届出を周知するための周知用チラシを作成しましたので、別添５として添付いたします。別添５の周知用チラシ等をご活用いただきながら、医療機関等の管理者・事務担当者、歯科衛生士及び歯科技工士に対して、業務従事者届のオンライン届出の積極的な活用について周知を行っていただきますよう、お願いいたします。

【別添資料一覧】

別添１：歯科衛生士業務従事者届様式（歯科衛生士法施行規則様式第５号）

別添２：歯科技工士業務従事者届様式（歯科技工士法施行規則様式第３号）

別添３：歯科衛生士業務従事者届記載要領

別添４：歯科技工士業務従事者届記載要領

別添５：三師届・業務従事者届リーフレット（周知用チラシ）

（別添１）

様式第五号（第九条関係）

歯科衛生士業務従事者届

<table>
<tr><td rowspan="2">氏名</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">性別</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">年齢</td><td rowspan="2">歳</td></tr>
<tr></tr>
<tr><td></td><td>（旧姓）</td></tr>
<tr><td colspan="2">住　　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">歯科衛生士名簿登録</td><td>番　　号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>年　月　日</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">業務に従事する場所</td><td colspan="5">1　保健所、都道府県又は市区町村
（ア 保健所　イ 都道府県（アを除く）
ウ 市区町村（アを除く。））
2　病院
3　診療所
4　介護保険施設等
（ア　介護老人保健施設　イ　介護医療院
ウ　指定介護老人福祉施設
（特別養護老人ホーム）
エ　居宅介護支援事業所　オ　その他
5　歯科衛生士学校又は養成所
6　事業所
7　その他</td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>名　　称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

（注意）１．該当する不動文字又は数字を○で囲むこと。

２．「業務に従事する場所」の欄は、２以上の場所において業務に従事している場合は、その主たるもの一つについて記載すること。

３．所在地は、本社や母体となる組織の所在地ではなく、実際に業務を行う場所の住所を入力すること。

４．平成３年６月30日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科衛生士籍に登録されていたかを備考欄に明記すること。

様式第三号（第五条関係）　　（別添２）

歯 科 技 工 士 業 務 従 事 者 届

様式第三号（第五条関係）

<table>
<tr><td rowspan="2">氏 名</td><td></td><td rowspan="2">性 別</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">年 齢</td><td rowspan="2">歳</td></tr>
<tr><td>（旧姓）</td></tr>
<tr><td colspan="2">住　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">歯科技工士名簿登録</td><td>番　　号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>年　月　日</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">業務に従事する場所</td><td colspan="5">１ 歯科技工所 （歯科技工所番号：　　）
２ 病院又は診療所
３ 歯科技工士学校又は養成所
４ 事業所
５ その他</td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>名　　称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

（注意）　１．該当する数字を○で囲むこと。
２．「業務に従事する場所」の欄は、２以上の場所において業務に従事している場合は、その主たるもの一つについて記載すること。
３．「業務に従事する場所」の欄において、「歯科技工所」を選んだ者は、その所属する歯科技工所の歯科技工所番号を記載すること。
４．所在地は、本社や母体となる組織の所在地ではなく、実際に業務を行う場所の住所を入力すること。
５．名称は各種法令の規定により届け出られた名称を使用すること。
６．昭和57年３月31日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科技工士名簿に登録されていたかを備考欄に明記すること。

（別添３）

歯科衛生士の業務従事者届記載要領

１　基本事項

(1)　氏名・年齢

歯科衛生士名簿に登録されている氏名及び年齢（届出を行う年の 12 月 31 日現在における満年齢）を正確に記入すること。旧姓を併記することが可能であるが、旧姓のふりがなの記載は不要。

(2)　性別

該当する性別を記入すること。

(3)　住所

現に居住している場所を記入すること。

(4)　登録番号・登録年月日

平成３年６月 30 日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科衛生士籍に登録されていたかを備考欄に明記すること。

２　業務に従事する場所

(1)　一般事項

①　該当する不動文字又は数字を〇で囲むこと。

②　複数の場所で業務に従事している場合は、主たるものの一つについて記入すること。

(2)　業務に従事する場所の説明

①　保健所、都道府県又は市区町村

ア　　保健所　　保健所において業務に従事している者

イ　都道府県　都道府県の職員であって、保健所以外の場所において業務に従事している者

ウ　市区町村　市区町村の職員であって、保健所以外の場所において業務に従事している者

②　病院

医療法第１条の５第１項に規定する病院において業務に従事している者

③　診療所

医療法第１条の５第２項に規定する診療所において業務に従事している者

④　介護保険施設等

ア　介護老人保健施設　介護保険法第８条第２８項に規定する介護老人保健施設において業務に従事している者

イ　介護医療院　介護保険法第８条第２９項に規定する介護医療院において業務に従事している者

ウ　指定介護老人福祉施設　介護保険法第８条第２７項に規定する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）において業務に従事している者

エ　居宅介護支援事業所　介護保険法第８条第２４項に規定する居宅介護支援事業を行う事業所において業務に従事している者

オ　その他　アからエ以外の介護保険法に規定する施設又は事業所において業務に従事している者

⑤　歯科衛生士学校又は養成所

文部科学大臣の指定した歯科衛生士学校又は都道府県知事の指定した歯科衛生士養成所において業務に従事している者

⑥　事業所

１から５に該当しない事業所又は事務所（会社、工場、事業場、官公署、教育研究機関その他の事業所又は事務所）において業務に従事している者

⑦　その他

１から６に該当しない場所において業務に従事している者

(3)　所在地・名称

①　所在地　現に業務に従事している場所について、その所在地を記入すること。

②　名称　　現に業務に従事している場所について、その名称を正確に記入すること。

３　その他

業務従事者の届出義務については、実際に業務に従事している場合に生じるものであり、歯科衛生士の免許を有することのみで判断されるものでないこと。

したがって、歯科衛生士学校養成所、研究機関又は行政機関に従事する者など歯科衛生士の専門的知識を用いて、歯科衛生士の業務に密接な関連を有する業務に従事している場合においては、届出義務は生じないが、届出が行われた場合は、受理するものとすること。

（別添４）

歯科技工士の業務従事者届記載要領

１　基本事項

(1)　氏名・年齢

歯科技工士名簿に登録されている氏名及び年齢（届出を行う年の 12 月 31 日現在における満年齢）を記入すること。旧姓を併記することが可能であるが、旧姓のふりがなの記載は不要。

(2)　性別

該当する性別を記入すること。

(3)　住所

現に居住している場所を記入すること。

(4)　登録番号・登録年月日

昭和 57 年３月 31 日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科技工名簿に登録されていたかを備考欄に明記すること。

２　業務に従事する場所

(1)　一般事項

①　該当する数字を〇で囲むこと。

②　複数の場所で業務に従事している場合は、主たるものの一つについて記入すること。

③　「業務に従事する場所」の欄において、「歯科技工所」を選んだ者は、その所属する歯科技工所の所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあっては、市長又は区長）から通知された歯科技工所番号を記載すること。

(2)　業務に従事する場所の説明

①　歯科技工所

歯科技工士法第２条第３項に規定する歯科技工所において業務に従事している者

②　病院又は診療所

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第１条の５第１項又は第２項に規定する病院又は診療所に勤務する者であって、当該病院又は診療所において診療中の患者のための歯科技工の業務に従事している者

③　歯科技工士学校又は養成所

文部科学大臣の指定した歯科技工士学校又は都道府県知事の指定した歯科技工士養成所において業務に従事している者

④　事業所

１から３に該当しない事業所又は事務所（会社、工場、事業場、官公署、教育研究機関、その他の事業所又は事務所）において業務に従事している者

⑤　その他

１から４に該当しない場所において業務に従事している者

(3)　所在地・名称

①　所在地　現に業務に従事している場所について、その所在地を記入すること。

②　名称　　現に業務に従事している場所について、その名称を正確に記入すること。

３　その他

業務従事者の届出義務については、実際に業務に従事している場合に生じるものであり、歯科技工士の免許を有することのみで判断されるものでないこと。

したがって、歯科技工士学校養成所、研究機関など、歯科技工士の専門的知識を用いて歯科技工士の業務に密接な関連を有する業務に従事している場合においては、届出義務は生じないが、届出が行われた場合は、受理するものとすること。

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士の皆さま

令和8年度は、2年に一度の届出年度です!

□ 届出対象者：

・日本国内に居住する全ての医師、歯科医師、薬剤師

・業務に従事する保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士

□ 届出期限：　令和９年１月15日(金)

□ 届出方法：　オンライン（推奨）又は紙

※病院、一般診療所、歯科診療所、薬局、介護保険施設、
医薬品製造販売業・製造業・販売業、教育機関、
衛生行政機関・保健衛生施設等の機関に従事する方は、
オンラインによる届出が可能です。

※個人で届出を行う方は、紙による届出となります。

オンライン届出なら

- ✓スマートフォン・パソコンから届出可能
- ✓届出項目の一部入力を省略可能
- ✓土日祝日を含め24時間いつでも届出可能

オンライン届出の基本手順

01　医療機関IDの取得

医療機関等の事務担当者が、医療従事者届出システムを利用するための医療機関IDを取得します。

02　利用者の登録

事務担当者が、利用者の登録を行います。

03　届出を行う

次のいずれかの方法で届出を行います。

・医療従事者本人がフォームで入力

・医療従事者本人が届出様式(Excel)をアップロード

・事務担当者が複数人分の届出内容を記載してアップロード

➢　医師・歯科医師の方は、届出を行わないと原則として「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されません。忘れずに届出をお願いします。なお、届出期限までに届出を行った場合は、令和10年６月末までに掲載予定です。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

詳しくは、QRコードからアクセス→

三師届　厚生労働省　検索